

別表第一 (第11条関係)

習熟給給料表

--

 : 特例号給

職級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
B		260,060	318,500		
A		262,160	320,780		
1	208,400	264,260	323,060	396,660	463,860
2	210,400	266,360	325,340	398,760	465,960
3	212,400	268,460	327,620	400,860	468,060
4	214,400	270,560	329,900	402,960	470,160
5	216,400	272,660	332,180	405,060	472,260
6	218,400	274,760	334,460	407,160	474,360
7	220,400	276,860	336,740	409,260	476,460
8	222,400	278,960	339,020	411,360	478,560
9	224,400	281,060	341,300	413,460	480,660
10	226,400	283,160	343,580	415,560	482,760
11	228,400	285,260	345,860	417,660	484,860
12	230,400	287,360	348,140	419,760	486,960
13	232,400	289,460	350,420	421,860	489,060
14	234,400	291,560	352,700	423,960	491,160
15	236,400	293,660	354,980	426,060	493,260
16	238,400	295,760	357,260	428,160	495,360
17	240,400	297,860	359,540	430,260	497,460
18	242,400	300,140	361,820	432,360	499,560
19	244,400	302,420	364,100	434,460	501,660
20	246,400	304,700	366,380	436,560	503,760
21	248,400	306,980	368,660	438,660	505,860
22	250,400	309,260	370,940	440,760	507,960
23	252,400	311,540	373,220	442,860	510,060
24	254,400	313,820	375,500	444,960	512,160
25	256,400	316,100	377,780	447,060	514,260
26	258,400	318,380	380,060	449,160	516,360
27	260,400	320,660	382,340	451,260	518,460
28	262,400	322,940	384,620	453,360	520,560
29	264,400	325,220	386,900	455,460	522,660
30	266,400	327,500	389,180	457,560	524,760
31	268,400	329,780	391,460	459,660	526,860
32	270,400	332,060	393,740	461,760	528,960
33	272,400	334,340	396,020	463,860	531,060
34	273,900	336,080	397,760	465,440	532,640
35	275,400	337,820	399,500	467,020	534,220
36	276,900	339,560	401,240	468,600	535,800
37	278,400	341,300	402,980	470,180	537,380
38	279,900	343,040	404,720	471,760	538,960
39	281,400	344,780	406,460	473,340	540,540
40	282,900	346,520	408,200	474,920	542,110
41	284,400	348,260	409,940	476,500	543,680
42	285,890	350,000	411,680	478,070	545,250
43	287,380	351,740	413,420	479,640	546,820
44	288,870	353,480	415,160	481,210	548,390
45	290,360	355,220	416,900	482,780	
46	291,850	356,960	418,640	484,350	

(職員給与規程 別表)

47	293,340	358,700	420,380	485,920
48	294,830	360,440	422,120	487,490
49	296,320	362,180	423,860	489,060
50	297,170	363,180	424,860	489,960
51	298,020	364,180	425,860	490,860
52	298,870	365,180	426,860	491,760
53	299,720	366,180	427,860	492,660
54	300,570	367,180	428,860	493,560
55	301,420	368,180	429,860	494,460
56	302,270	369,180	430,860	495,360
57	303,120	370,180	431,860	496,260
58	303,970	371,180	432,860	497,160
59	304,820	372,180	433,860	498,060
60	305,670	373,180	434,860	498,960
61	306,520	374,180	435,860	499,860
62	307,370	375,180	436,860	500,760
63	308,220	376,180	437,860	501,660
64	309,070	377,180	438,860	502,560
65	309,920	378,180	439,860	503,460
66	310,770	379,180	440,860	504,360
67	311,620	380,180	441,860	505,260
68	312,470	381,180	442,860	506,160
69	313,320	382,180	443,860	507,060
70	314,170	383,180	444,860	507,960
71	315,020	384,180	445,860	508,860
72	315,870	385,180	446,860	509,760
73	316,720	386,180	447,860	
74	317,570	387,180	448,860	
75	318,420	388,180	449,860	
76	319,270	389,180	450,860	
77	320,120	390,180	451,860	
78	320,970	391,180	452,860	
79	321,820	392,180	453,860	
80	322,670	393,180	454,860	
81	323,520	394,180	455,860	
82	324,370	395,180	456,860	
83	325,220	396,180	457,860	
84	326,070	397,180	458,860	
85	326,920	398,180	459,860	
86	327,770	399,180	460,860	
87	328,620	400,180		
88	329,470	401,180		
89	330,320			
90	331,170			
91	332,020			
92	332,870			
93	333,720			
94	334,570			
95	335,420			
96	336,270			
97	336,720			
98	337,170			
99	337,620			
100	338,070			
101	338,520			
102	338,970			

(職員給与規程 別表)

103	339,420
104	339,870
105	340,320
106	340,770
107	341,220
108	341,670
109	342,120
110	342,570
111	343,020
112	343,470
113	343,920
114	344,370
115	344,820
116	345,270
117	345,720
118	346,170
119	346,620
120	347,070
121	347,520
122	347,970
123	348,420
124	348,870
125	349,320
126	349,770
127	350,220
128	350,670
129	351,120
130	351,570
131	352,020
132	352,470
133	352,920
134	353,370
135	353,820
136	354,270
137	354,720
138	355,170
139	355,620
140	356,070
141	356,520
142	356,970
143	357,420
144	357,870
145	358,320
146	358,770
147	359,220

別表第二 (第11条関係)

資格給給料表

職級	資格給 (本則)	経過措置期間中の資格給 (暫定額)				
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
1	0	0	0	0	0	0
2	40,000	30,000	32,000	34,000	36,000	38,000
3	60,000	39,000	43,200	47,400	51,600	55,800
4	85,000	49,000	56,200	63,400	70,600	77,800
5	100,000	54,000	63,200	72,400	81,600	90,800

別表第三 (第12条関係)

初任給

1 研究員

採用区分	初任給
研究員	習熟給 1 - 1 (208,400円)
副主任研究員	習熟給 2 - 6 (314,760円)
主任研究員以上	別途 理事長が定める

2 事務員

採用区分	初任給
主事	習熟給 1 - 1 (208,400円)
副主任	習熟給 2 - 6 (314,760円)
係長以上	別途 理事長が定める

経験年数換算表

経歴の種類	職務の種類※	換算率 (割)	備考
官公庁 国家公務員、地方公務員、政府関係機関等 での在職期間	同 種	10	
	異 種	8	
民間 民間企業等での在職期間	同 種	10	
	異 種	8	
学校 学校又は学校に準ずる教育機関における在 学期間 (大学院修士課程、博士課程など)	産技研の業務と関連 する科目	10	在学年数は、正規の就 学年数の範囲内とす る。
	その他	8	

(※は、職員としての職務と、採用前の職務との種類が同種か異種か判断する)

別表第四 (第15条関係)

昇給

1 管理職(4級職、5級職)

昇給幅	前年度末年齢 55歳未満の者	8号	6号	5号	4号	3号	2号	昇給なし
	前年度末年齢 55歳以上の者	5号	3号	2号	1号	昇給なし		
業績評価		A	B	B-	C	C-	D	E
付与率		5%		20%	65%	10%		

2 一般職(1~3級職)

昇給幅	前年度末年齢 55歳未満の者	8号	6号	5号	4号	3号	2号	昇給なし
	前年度末年齢 55歳以上の者	5号	3号	2号	1号	昇給なし		
業績評価		A	B	B-	C	C-	D	E
付与率		5%以内	10%	20%	65%	5%		

(注)管理職、一般職とも欠勤等があった場合は、4号給以下の昇給幅とする。

別表第五 (第17条関係)

職責手当

職級	役 職	職責手当
4 級	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター部長等及び課長等の職の指定に関する規程（以下「職の指定に関する規程」という。）第3条第1項第五号に該当する者	50,000
	職の指定に関する規程第3条第1項第四号に該当する者	70,000
	職の指定に関する規程第3条第1項第三号に該当する者	90,000
	職の指定に関する規程第3条第1項第二号に該当する者	110,000
	職の指定に関する規程第3条第1項第一号に該当する者	130,000
5 級	職の指定に関する規程第2条第1項第四号に該当する者	135,000
	職の指定に関する規程第2条第1項第三号に該当する者	140,000
	職の指定に関する規程第2条第1項第二号に該当する者	160,000
	職の指定に関する規程第2条第1項第一号に該当する者	170,000

別表第六 (第29条関係)

通勤手当関連

支給月数	通用期間の定期券の組み合わせ
6	6ヶ月
5	3ヶ月、1ヶ月、1ヶ月
4	3ヶ月、1ヶ月
3	3ヶ月
2	1ヶ月、1ヶ月
1	1ヶ月

- (注) 1 定期券の組み合わせについては上記の順で計算する。
- 2 通用期間6ヶ月の定期券が発行されていない交通機関については、「6ヶ月」は「3ヶ月、3ヶ月」と読み替える。
- 3 通用期間3ヶ月の定期券が発行されていない交通機関については、「3ヶ月」は「1ヶ月、1ヶ月、1ヶ月」と読み替える。

別表第七 (第29条関係)

通勤手当関連

職員の区分 自転車等の 片道の使用 距離の区分	1 2及び3 以外の職員	2 通勤不便な 就業の場所 に勤務する 職員で理事 長が認める もの	3 身体に障害 を有する職 員で通勤が 困難である と認められ るもの
5 km未満	2,600円	3,500円	3,900円
5 km以上 10 km未満	3,000円	4,700円	5,300円
10 km以上 15 km未満	5,000円	7,100円	8,100円
15 km以上 20 km未満	7,000円	9,500円	10,900円
20 km以上 25 km未満	9,000円	11,900円	13,700円
25 km以上 30 km未満	11,000円	14,300円	16,500円
30 km以上 35 km未満	11,000円	15,600円	19,300円
35 km以上 40 km未満	13,000円	18,000円	22,100円
40 km以上	13,000円	20,400円	24,900円

別表第八 (第42条関係)

単身赴任手当の加算額

交通距離の区分	加算額
100km以上200km未満	4,500円
200km以上300km未満	7,500円
300km以上	10,500円

別表第九 (第47条関係)

特殊勤務手当

手 当 の 種 類	手当の額	条 件
放射線研究従事者	日額 420円	放射線同位元素を取り扱う場所等において、研究に従事した職員
放射線衛生管理操作監視	日額 320円	放射線同位元素を取り扱う場所等において、職務上随時立ち入り、衛生管理等に従事した職員
X線操作等	日額 440円	X線の操作業務に従事した職員
有害物取扱	日額 200円	特定化学物質等を試験、研究、検査等の作業に従事した職員

(注) 育児短時間勤務をする場合の特殊勤務手当の月額は、手当の額に、その職員の1週間当たりの勤務時間数を職員就業規則第17条の規定で定める1週間あたりの所定労働時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

別表第十 (第50条、第52条関係)

支給時期	種別	支給率		合計
		期末手当	勤勉手当	
6月期	管理職	0.95	1.35	2.30
	一般職	1.45	0.85	2.30
12月期	管理職	1.00	1.35	2.35
	一般職	1.50	0.85	2.35
合計	管理職	1.95	2.70	4.65
	一般職	2.95	1.70	4.65

別表第十一 (第50条関係)

期末手当の支給割合

(1) 支給割合の求め方

期末手当の支給期間*において職員給与規程の適用を受ける職員として在職した期間から除算事由の期間を除いたものをもって、在職期間を算定し、これに応じた日数により支給割合を定める。

*支給期間 6月支給分：前年12月2日から当年6月1日まで
12月支給分：当年6月2日から当年12月1日まで

在職期間	支給割合
基準日が6月1日、 12月1日の場合	
150日以上	10割
135日以上150日未満	9割
120日以上135日未満	8割
105日以上120日未満	7割
90日以上105日未満	6割
60日以上90日未満	5割
30日以上60日未満	3割
1日以上30日未満	1割
0日	0割

(2) 在職期間

在職期間は、支給期間において、職員給与規程の適用を受ける職員として在職した期間（勤務を要しない日を含む。）について日を単位として計算する。

在職期間の算定にあたっては、在職期間（日数）から次に定める除算期間（日数）を除算する。

①除算期間

【日を単位とするもの】

- ア 停職、専従休職、無給職免、無届欠勤及び私事欠勤の全期間
- イ 休職期間（病気休職、刑事休職など）の5割の期間
- ウ 育児休業、介護休業の5割の期間
- エ 病気休暇の期間の2割の期間
- オ 配偶者同行休業の5割の期間
- カ 育児短時間勤務で短縮された勤務時間の短縮分の5割の期間

【日の一部（時間）を単位とするもの】

除算事由	換算割合	除算期間
無届欠勤 私事欠勤（遅参、早退等）	1回につき1/3日	10割
病気休暇	1回につき1/3日	2割
介護休業、部分休業	8時間につき1日	5割

別表第十二 (第52条関係)

勤勉手当の査定率

業績評価	査定率
A	1.20
B	1.10
B-	1.04
C	0.98
C-	0.90
D	0.80
E	0.00

別表第十三 (第52条関係)

勤勉手当の支給割合

(1) 期間率

勤勉手当の支給期間*における勤務期間に応じ、次のとおり期間率を定める。

*支給期間 6月支給分：前年12月2日から当年6月1日まで
12月支給分：当年6月2日から当年12月1日まで

勤務期間	支給割合
175日以上	10割
165日以上 175日未満	9割5分
155日以上 165日未満	9割
140日以上 155日未満	8割
120日以上 140日未満	7割
100日以上 120日未満	6割
80日以上 100日未満	5割
60日以上 80日未満	4割
40日以上 60日未満	3割
20日以上 40日未満	2割
1日以上 20日未満	1割
0日	0割

(2) 勤務期間

勤務期間は、支払期間において、職員給与規程の適用を受ける職員として在籍した期間(週休日を含む。)について、日を単位として計算する。

勤務期間の算定にあたっては、勤務期間(日数)から次に定める除算期間(日数)を除算する。

①除算期間

【日を単位とするもの】

停職、専従休職、配偶者同行休業、育児休業、無給職免、結核休養、休職(病気休職、刑事休職など)、病気休暇、介護休業(30日未満を除く)、無届欠勤、私事欠勤、生理休暇(給与の減額が免除されなかった期間)、育児短時間勤務で短縮された勤務時間に相当する期間の全期間。

なお、支給期間において短期病休(引き続く7日以上にわたらない病気休暇(理事長が別に定める事由に該当するものを除く。))のある月数が3以上ある場合は、短期病休1日を2日とみなして計算する。

【日の一部(時間)を単位とするもの】

除算事由	換算割合	除算期間
4時間以下の場合 無届欠勤、私事欠勤(遅参、早退等)、 病気休暇、無給職免	1回につき1/3日	10割
4時間を超える場合 無届欠勤、私事欠勤(遅参、早退等)、 病気休暇、無給職免	1回につき1/2日	10割
育児部分休業、 介護短時間勤務(30日未満を除く)	8時間につき1日	10割

②除算期間の算定

- ア 停職、専従休職または休職の発令期間中にある週休日及び休日（以下「週休日等」という。）は、当該期間に算入する。
- イ 育児休業または無給職免の承認を受けた期間中にある週休日等は、当該期間に算入する。
- ウ 無給職免で他団体に派遣された期間中における週休日等は、当該期間に算入する。
- エ 結核休養の取扱いを受けた期間中における週休日等は、当該期間に算入する。
- オ 無届欠勤、私事欠勤、介護休業または病気休暇が引き続く場合、その間の週休日等は、欠勤の期間に算入し年次休暇等の日は算入しない。
- カ 育児休業が1か月以下の場合、その全部を算入しない。
- キ 部分休業及び介護短時間勤務により勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった期間を算入する。
- ク 介護休業により勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間を算入する。
- ケ 育児短時間勤務職員等として在職した期間中における週休日等は、当該期間に算入する。

(3) 私事欠勤等の場合の支給割合

支給期間において、次の事項に該当する場合は、期間率に支給率を乗じて得た支給割合に百分の百からそれぞれに該当する率を減じて得たものを乗じてえた割合をもってその者の支給割合とする。

	減額事由	一般職の減額率	減額事由	管理職の減額率
私事欠勤等の日数	8日以上	100/100		
	7日	80/100		
	5日、6日	60/100	5日以上	100/100
	4日	40/100	4日	60/100
	3日	20/100	3日	30/100
	2日	10/100	2日	20/100
懲戒処分	停職1回につき	50/100	停職1回につき	75/100
	減給1回につき	35/100	減給1回につき	50/100
	戒告1回につき	20/100	戒告1回につき	25/100